

建設関連業務委託（建築監理）契約書約款

改正前	改正後
<p>第1条 [略]</p> <p>第2条～第32条 [略]</p> <p>（委託者の催告によらない解除権）</p> <p>第33条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者 _____ を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者 _____ をいう。以下この号において同じ。）が _____ 暴力団員であると認められるとき。</p> <p>イ <u>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>_____</p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどし</p>	<p>第1条 [略]</p> <p><u>（個人情報の保護）</u></p> <p>第1条の2 受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</p> <p><u>（注） 個人情報を取扱う委託契約の場合は「個人情報の取扱いについて（通知）（令和5年3月24日付総務第12023号）」別記「個人情報取扱特記事項」を契約書に添付するものとし、個人情報を扱わない場合には、この条を削除する。</u></p> <p>第2条～第32条 [略]</p> <p>（委託者の催告によらない解除権）</p> <p>第33条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受託者が法人である場合にはその役員、<u>その支店又は</u> _____ 常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者 <u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が<u>暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</u></p> <p>イ <u>役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</u></p> <p>ウ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若</u></p>

たと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を  
供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若  
しくは関与していると認められるとき。

オ～キ [略]

第33条の2～第47条 [略]

しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に  
利用するなどしていると認められるとき。

オ～キ [略]

第33条の2～第47条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。